

諮問番号：諮問第 19 号

答申番号：答申第 19 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県知事が審査請求人に対して平成 28 年 11 月 7 日付けで行った特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。審査請求人の所得 5,756,772 円は、所得制限限度額（5,736,000 円）を超過しているが、所得のうち 1,371,096 円は単身赴任に起因する所得である。単身赴任は二重生活であることに加え、療育手帳判定が出る程度の家族がいることを考慮すると帰省しないという選択肢はありえない。よって、単身赴任に起因する所得は、可処分所得を押し下げるものであり、特別児童扶養手当の所得制限とは趣旨が合致していない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われたかという点にある。

本件処分の基礎となった審査請求人に係る平成 27 年中の総所得金額等の合計額は、6,106,772 円である。この金額から特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき 80,000 円を控除し、さらに、施行令第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、控除の対象となった障害者 1 人分の 270,000 円を控除すると、審査請求人に係る前年の所得は、5,756,772

円となる。

所得制限限度額については、施行令第2条第1項の規定に基づき、4,596,000円に扶養親族3人分の1,140,000円(380,000円×3人)を加算し、5,736,000円となる。

本件において、審査請求人に係る平成27年中の所得は5,756,772円であるのに対し、所得制限限度額は、5,736,000円であるため、前年(平成27年)の所得が所得制限限度額以上になる。そのため、審査請求人は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、平成28年8月から平成29年7月までは本件手当が支給されない場合に該当する。

よって、本件手当の支給を停止した本件処分に法第6条等の法令の適用の誤りはない。

なお、審査請求人は、単身赴任をしており単身赴任先での生活及び帰省に要する旅費がかさむため、可処分所得は低くなり、自らの所得は特別児童扶養手当の所得制限が示す所得とは趣旨が合致しない旨を主張しているが、処分庁に、審査請求人の事情を考慮して所得額を決定する裁量権が与えられているとはいえない。また、単身赴任手当や単身赴任者の帰省に係る旅費が所得に含まれないとする取扱いも見当たらないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年4月19日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年5月23日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、単身赴任に起因する所得は、実質、可処分所得を押し下げるものであり、特別児童手当の所得制限が示す所得とは主旨(原文ママ)が合致しないことを理由に、本件処分の取消しを求める主張をしている。

審査請求人の主張は、単身赴任に起因して増加する所得より、むしろ単身赴任に起因する支出の方が大きくなるにもかかわらず、支出面の増加を考慮することなく、単に増

加した所得をもって特別児童手当の所得制限における所得として本件処分をしたことに対する不服と解される。

確かに、審査請求人の提出した資料から、審査請求人は月平均2～3回飛行機を利用して帰省するなど単身赴任に起因して月額114,258円所得が増加しているが、二重生活における負担等を考えると、単身赴任によりむしろ可処分所得が低くなるとの審査請求人の主張は審査請求人の事情として一定理解できるものである。

しかしながら、現行法制度上、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適切に行われ、違法又は不当な点はないかという点にあること、処分庁には審査請求人の事情を考慮して所得額を決定する裁量権は与えられていないことから、以下のとおり判断せざるを得ない。

本件処分の基礎となった審査請求人に係る平成27年中の総所得金額の合計額は、6,106,772円である。この金額から施行令第5条第1項の規定に基づき、80,000円を控除し、さらに、施行令第5条第2項第2号の規定に基づき、控除の対象となった障害児1人分の270,000円を控除すると、審査請求人に係る前年の所得は、5,756,772円となる。所得制限限度額については、施行令第2条第1項の規定に基づき、4,596,000円に扶養親族3人分の1,140,000円(380,000円×3人)を加算し、5,736,000円となる。

本件において、審査請求人に係る平成27年中の所得は5,756,772円であるのに対し、所得制限限度額は、5,736,000円であるため、前年(平成27年)の所得が所得制限限度額以上になる。そのため、審査請求人は、法第6条の規定に基づき、平成28年8月から平成29年7月までは本件手当が支給されない場合に該当する。

よって、本件手当の支給を停止した本件処分に法第6条等の法令の適用の誤りはない。

なお、所得制限限度以上となると特別児童扶養手当が直ちに全額支給停止となる制度の在り方及び障害児を監護する親の単身赴任手当及び単身赴任者の帰省に係る経費を課税所得として取り扱う制度の在り方について、当審査会としては国の法改正による是正が好ましいと考える。

そのほか本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子